改正後	改正前
薄層クロマトグラフ用標準品　（略） 計量器・用器 1　温度計　浸線付き温度計（棒状）又は日本産業規格の全没式水銀温度計（棒状）の器差試験を行ったものを用いる。なお、融点測定法には浸線付き温度計（棒状）を用いること。浸線付き温度計（棒状）は次に示すものとする。（表略） 2　化学用体積計 メスフラスコ、ピペット、ビュレット及びメスシリンダーは日本産業規格に適合したものを用いる。 3・4　（略） 5　ガラスろ過器 日本産業規格Ｒ3503に該当するものを用いる。 6　ふるい 次表に示す日本産業規格Ｚ8801－1に該当するものを用いる。それぞれの名称は、ふるい番号又は呼び寸法（μm）とする。（表略） 7　ろ紙 次に示すものを用いる。なお、ろ紙と記載し、特にその種類を示さないものは、定性分析用ろ紙を示す。ガス等によって汚染されないように保存する。 イ　定性分析用ろ紙 日本産業規格のろ紙（化学分析用）の定性分析用の規格に適合するものを用いる。 ロ　定量分析用ろ紙 日本産業規格のろ紙（化学分析用）の定量分析用の規格に適合するものを用いる。	薄層クロマトグラフ用標準品　（略） 計量器・用器 1　温度計　浸線付き温度計（棒状）又は日本工業規格の全没式水銀温度計（棒状）の器差試験を行ったものを用いる。なお、融点測定法には浸線付き温度計（棒状）を用いること。浸線付き温度計（棒状）は次に示すものとする。（表略） 2　化学用体積計 メスフラスコ、ピペット、ビュレット及びメスシリンダーは日本工業規格に適合したものを用いる。 3・4　（略） 5　ガラスろ過器 日本工業規格Ｒ3503に該当するものを用いる。 6　ふるい 次表に示す日本工業規格Ｚ8801－1に該当するものを用いる。それぞれの名称は、ふるい番号又は呼び寸法（μm）とする。（表略） 7　ろ紙 次に示すものを用いる。なお、ろ紙と記載し、特にその種類を示さないものは、定性分析用ろ紙を示す。ガス等によって汚染されないように保存する。 イ　定性分析用ろ紙 日本工業規格のろ紙（化学分析用）の定性分析用の規格に適合するものを用いる。 ロ　定量分析用ろ紙 日本工業規格のろ紙（化学分析用）の定量分析用の規格に適合するものを用いる。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第三十八条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十二年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造） **第六条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二三三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第七条**　第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二三四号又は日本産業規格Ｘ六二三五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式	（フレキシブルディスクの構造） **第六条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二三三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第七条**　第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二三四号又は日本工業規格Ｘ六二三五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式